

Series 国民年金 老齢年金の請求について

by 市民課・各支所地域振興課 本庁 ☎ 0986-76-8805 大隅 ☎ 099-482-5923 財部 ☎ 0986-72-0934
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 (はじめに音声ガイドが応答します)

①初めて年金を請求するとき

初めて年金を請求される方には、受給年齢になる誕生日のおよそ3カ月前に、日本年金機構から緑色の大きな封筒が送付されます。封筒の中には年金の請求書と説明書が入っています。

請求書は早々と送付されますが、実際に請求書を提出できるのは、受給年齢の到達日(誕生日の前日)以降になります。請求の際には住民票や戸籍謄本等の添付が必要ですが、それらの発行日も原則として、誕生日の前日以降の日付でなければなりません。また、年金記録や家族構成によって必要な書類が異なりますので注意が必要です。

老齢年金の請求は一生に一度のことです、全ての人のとって初めてのことで、年金記録や必要な書類等、あらかじめ確認されることをおすすめします。

※受給年齢は誕生年度によって異なります。



②すでに60代前半の老齢厚生年金を受けている方が65歳になったとき

60代前半の厚生年金を受けている方が65歳になると、それまでの「特別支給の老齢厚生年金」が終了し、代わりに「老齢基礎年金・老齢厚生年金」の受給権が発生します。

対象となる方には、65歳の誕生月の初め頃に日本年金機構から封書が送られてきます。中にハガキサイズの「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」が入っていますので、65歳から通常どおり受給を希望される方は、必要事項を記入し誕生月の末日までに必ず返送してください。なお、繰り下げ(66歳以降に増額した年金を受給)を希望される方は、受給額等、一度相談されることをおすすめします。

※受給年齢到達の誕生日を過ぎても請求書が届かない場合は、年金事務所または市役所年金担当係までお問い合わせください。

請求書(ハガキ)には繰り下げ希望を確認する欄があり、ここに○をして提出すると、65歳からの年金が停止されますのでご注意ください。

鹿屋年金事務所による移動相談

※相談は無料ですが予約が必要です。枠に限りがありますので、早めにご予約ください。

期 日	時 間	場 所	予約先
8月 9日(木)	午前10時～午後3時	大隅支所別館 2階大会議室	大隅支所 市民係 ☎ 099-482-5923
9月 6日(木)		財部保健福祉センター	財部支所 市民係 ☎ 0986-72-0934

※鹿屋や都城の年金事務所へ直接相談に行かれる方も、Tel 0570-05-1165 へ必ずご予約をお願いします。
予約がない場合は、待ち時間が長くなったり、その日のうちに相談が受けられない場合があります。

Series 税チャンネル 県下一斉国保税滞納整理強化月間について

by 税務課・各支所地域振興課 本庁 ☎ 0986-76-8804 大隅 ☎ 099-482-5922 財部 ☎ 0986-72-0932

鹿児島県下一斉国保税滞納整理強化月間

鹿児島県および県内市町村では、国保税の負担の公平性を確保するため、毎年8月と12月を「県下一斉国保税滞納整理強化月間」と定め、収納対策に係る取り組みを強化することとしています。曾於市においても、催告書の送付、夜間納税相談日の開設、滞納処分に係る財産調査や差押えを強化していきます。

夜間納税相談について

税務課では、随時納税相談をお受けしています。「納期限までの納付ができない」「滞納税を分割して納めたい」などお悩みの方は、早めに納税相談にお越しください。

また、「仕事が終わってからでは間に合わない」という方を対象に、夜間納税相談を行いますので、是非ご利用ください。

夜間相談

▽平成30年8月21日（火）

▽平成30年8月22日（水）

いずれも午後5時30分～午後8時

場 所 曾於市役所 本庁 税務課

※大隅・財部支所では、夜間相談は行っておりません。

※ご家庭の収入や支出をお聞きすること

があります。

※印鑑を持参の上、来庁ください。

※印鑑を持参の上、来庁ください。

まずは、ご相談ください

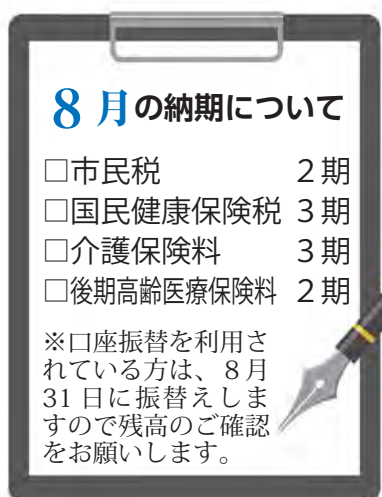
納付困難となる方のほとんどが、放っておいた結果、滞納額が累積し、延滞金

もかさみ、なかなか追いつかなくなってしまうといったものです。納期限日までの納付が難しい場合は、早めにご相談ください。

固定資産税の災害減免について

台風・豪雨等により田畑が流出するなどの被害を受けられた方については、被害の程度により固定資産税の減免制度があります。

また、地震による家屋の倒壊および火災による住宅・畜舎等の消失についても、同じく被害の程度により固定資産税の減免制度があります。そのような災害に遭われた方は、市役所税務課へお問い合わせください。届け出のあった件につきましては、現地調査をして、災害減免の対象となった場合は、納期の来っていない税額で減免の調整をします。



小型特殊自動車のナンバー登録はお済みですか？

現在お持ちの農耕作業用等の小型特殊自動車にナンバープレートが付いていないものはありませんか。

トラクターやコンバイン等の農耕作業用等の小型特殊自動車は、公道走行の有無にかかわらず、ナンバープレートの交付申請手続きが必要です。

小型特殊自動車とは、道路運送車両法施行規則第2条で次のように分類されております。

① 農耕作業等の小型特殊自動車

▽乗用装置があり、最高速度35^キ未満

例・トラクター、コンバイン、田植機など

② その他の小型特殊自動車

▽車両長さ4.7^{メートル}以下、車両幅1.7^{メートル}以下、

車両高さ2.8^{メートル}以下、最高速度15^{キロメートル}以下

例・シヨベルローダー、フォークリフトなど

なお①②それぞれ前記の要件を一つでも超えると、大型特殊自動車に分類され、固定資産税（償却資産）の申告が必要になります。

ナンバープレートの交付を受けていない農耕用小型特殊自動車がございましたら、曾於市役所税務課市民税係および各支所地域振興課税務係で申請を行い、ナンバープレートの交付を受けてください。

Notice 2018.8

重度心身障害者(児)医療費助成について

by 財部 福祉課 ☎ 0986-72-0936 本庁 介護福祉課 ☎ 0986-76-8807 大隅 保健福祉課 ☎ 099-482-5925

重度心身障害者(児)が、医療機関等で診察を受けた際に支払う医療費の自己負担額を助成します。
ただし、高額療養費、附加給付金などの健康保険からの給付がある場合は、その金額を助成額から控除します。
また、食事や部屋代・文書料・予防接種代などの保険外診療は助成の対象となりません。

対象者

▽身体障害者手帳1級・2級の方
▽療育手帳A、A1、A2の方
▽IQ35以下と判定された方および身体障害者手帳3級でIQ50以下と判定された方

登録手続きに必要なもの

▽手帳(身体障害者手帳、療育手帳)または児童相談所の判定書
▽健康保険証
▽金融機関の預貯金通帳
▽印鑑
※登録手続き後に受給資格者証および申請書をお渡しします。

申請方法

申請は、月毎および各医療機関別に、原則として医療機関の証明を受けた申請書を提出してください。申請期間は、医療機関を受診した月の翌月から6カ月以内です。

Notice 2018.8

特別障害者手当等支給制度について

by 財部 福祉課 ☎ 0986-72-0936 本庁 介護福祉課 ☎ 0986-76-8807 大隅 保健福祉課 ☎ 099-482-5925

特別障害者手当

20歳以上であって、著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方で、おおむね次のような方に対して手当を支給します。

対象

①重度の障害が重複している方(例えば両上下肢とも機能全廃の場合)
②重度の肢体不自由者で、日常生活に常時介護が必要な方
③最重度の精神障害や知的障害のため、日常生活に常時介護が必要な方
※施設入所者や3カ月を超えて入院している方は対象外です。

障害児福祉手当

20歳未満であって、重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする方で、おおむね次のような方に対して手当を支給します。

対象

①身体障害者手帳1級または2級(一部)程度の障害を有する方
②療育手帳A1程度の障害を有する方
※施設入所者は対象外です。

申請および認定

受給資格の審査は、特別障害者手当(または障害児福祉手当)認定請求書に必要な書類を添えて、本庁および各支所の障害福祉担当の窓口提出することによって行われます。認定請求書を受理した後、手当の支給要件に該当するか否かについて審査し、認定または却下の決定を行います。

Notice 2018.8

コミュニティ助成(宝くじ助成)を活用しませんか？

by 本庁 企画課 ☎ 0986-76-8802

一般財団法人自治総合センターは、宝くじの受託事業収入を財源として、地域住民のコミュニティ活動に直接必要な備品などの整備に対して助成を行っています。

助成内容

一般コミュニティ助成事業

▽事業…コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備

▽助成金…100万円～250万円

▽採択事業例…恒吉校区公民館 音響機材等コミュニティ活動備品の整備（平成30年度）

コミュニティセンター助成事業

▽事業…集会施設の建設または整備

▽助成金…対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、1500万円まで。

▽採択事業例…田平集落集会施設新築工事（平成24年度）

青少年健全育成助成事業

▽事業…スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業とその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等

▽助成金…30万円～100万円

対象事業

多くの市民に宝くじの社会貢献を広報する観点から、市や教育委員会が行う事業、校区公民館組織が行う事業を優先します。

応募方法

企画課に申請書等がありますので、必要事項をご記入のうえ、提出してください。申請されても採択されない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

募集期間 平成30年8月31日（金）まで

※詳しくは、（一財）自治総合センターのホームページ（<http://www.jichi-sogo.jp/lottery/community>）をご覧ください。

Notice 2018.8

第3子出産祝金のお知らせ

by 財部福祉事務所 ☎ 0986-72-0936 本庁介護福祉課 ☎ 0986-76-8807 大隅保健福祉課 ☎ 099-482-5925

市では、少子化対策の一環として第3子以降に生まれたお子さんに対して、1人あたり10万円の祝金を支給します。

支給資格

曾於市の住民で出産後3カ月以上、曾於市に生活の根拠を置いている方

申請書

本庁および各支所に申請書がありますので、必要事項をご記入のうえ、提出してください。

なお、申請してから支給までは約3カ月間かかります。

※写真は平成30年6月25日に本庁と各支所で行われた支給式の様子です。



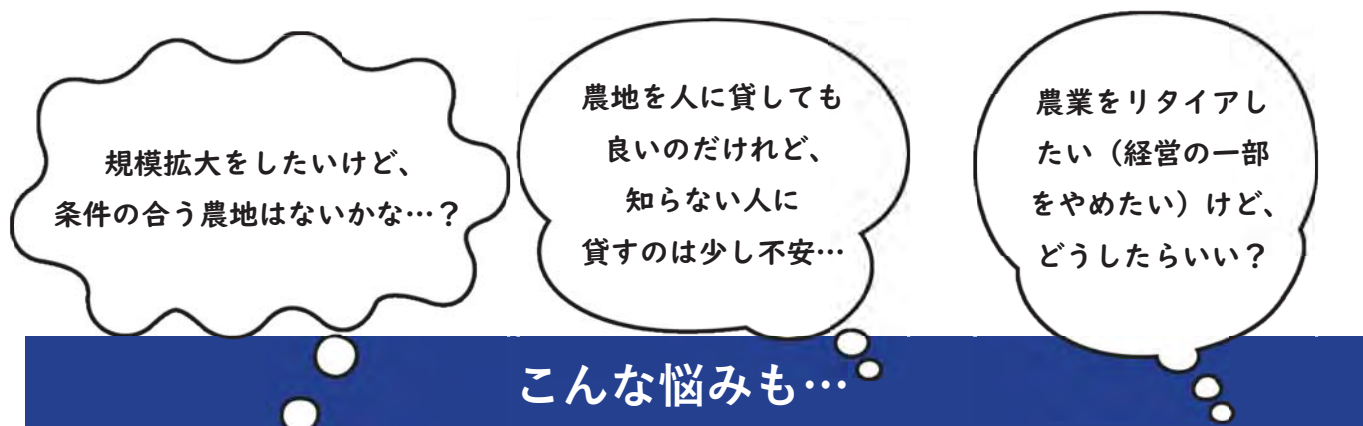
Notice
2018.8

余っている農地を貸したい！ 農地を借りたい！という方へ

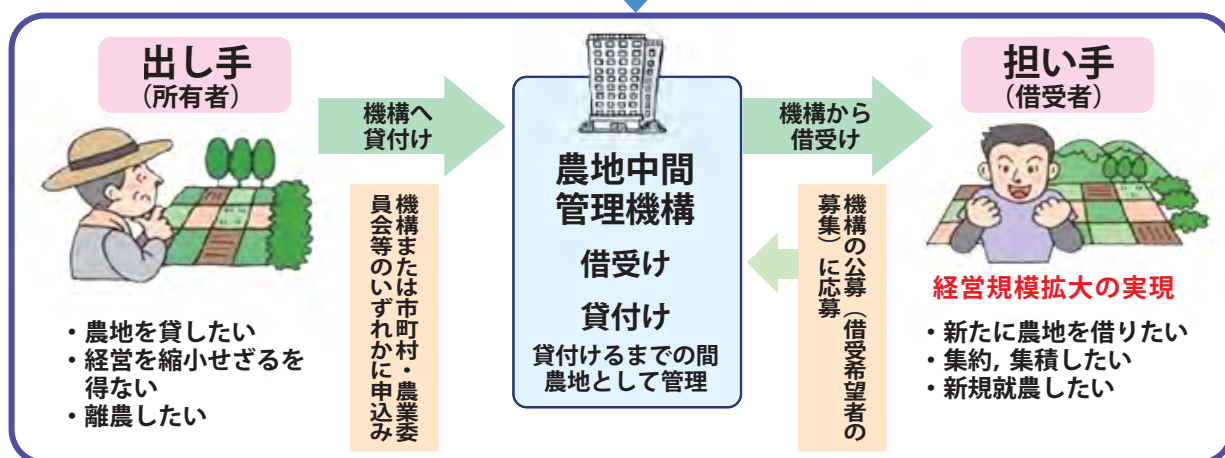
by 本庁 農林振興課 ☎ 0986-76-8808 大隅 産業振興課 ☎ 099-482-5950 財部 産業振興課 ☎ 0986-72-0938

農地中間管理事業をご活用ください！

平成 26 年度から始まった農地の貸し借りの新しい方法で、公的機関である機構が曾於市と連携し、農地の貸し借りを調整します。農地の出し手と担い手の間に、営利を目的としない公的機関が介在するので、安心して農地の貸し借りが行えます。



機構が、農地を貸し出したい方（所有者）から農地を預かり、借り受けたい担い手（借受者）へ農地の配分（貸し出し）を行います。



貸したい人へ ココがポイント！

- 賃貸料は機構が決まった時期に必ずお振込みします。
- 農地は賃借期間終了後、必ず所有者へ返還されます。（所有権は移りません）
- 要件を満たすと、国・県等の補助事業の活用により、簡易な条件整備を行うことができます。

借りたい人へ ココがポイント！

- 曾於市における貸出希望農地は、鹿児島県農地中間管理機構 HP 内の「曾於市の貸出希望農地情報一覧」にて確認できます。 → <https://bit.ly/2L5CeSS>

曾於市でも多くのマッチングが行われています！（平成 30 年 7 月 9 日現在）

	件数	面積 (㎡)
平成 27 年度	301	602,860
平成 28 年度	244	475,908
平成 29 年度	19	33,761
平成 30 年度	6	7,447
合 計	570	1,119,976

貸出・借受の希望者、ご相談などは、上記の市役所窓口まで。

Notice
2018.8

70歳以上^(※)の高額療養費の上限額が変わります

by 保健課 本庁☎0986-76-8806 大隅保健福祉課☎099-482-5924 財部福祉課☎0986-72-0935

※ 65 歳以上で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象になります。

医療費の負担額には上限があるのをご存知ですか？

「高額療養費制度」によって、1 カ月に自己負担する医療費の上限を定め、それを超えた分が給付されます。上限額は年齢（70 歳未満か 70 歳以上か）と年収によって決められています。高額療養費を受けるには、原則的には加入する健康保険（国民健康保険なら自治体、勤務先の健康保険組合など）に申請する必要があります。いったん病院などの窓口で 3 割負担の分を支払い、申請後に上限額を超えた分が戻ってくる仕組みです。

⇒ 平成 30 年 8 月から、70 歳以上の上限額が下の表のように変わります。

あわせて「限度額適用認定証」が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

▼平成 30 年 8 月以降の上限額（70 歳以上）

新たに、年収約 370 ～ 1,160 万円（課税所得 145 ～ 689 万円）の方は、「限度額適用認定証」の交付の申請が必要になります。

適用区分		外来（個人）	外来＋入院（世帯）
現役並み所得者	課税所得 690 万円以上	252,600 円＋（総医療費－842,000 円）× 1% 【多数回該当：140,100 円】	
	課税所得 380 万円以上 690 万円未満	167,400 円＋（総医療費－558,000 円）× 1% 【多数回該当：93,000 円】	
	課税所得 145 万円以上 380 万円未満	80,100 円＋（総医療費－267,000 円）× 1% 【多数回該当：44,400 円】	
一般	課税所得 145 万円未満の方	18,000 円 （年間上限 14.4 万円）	57,600 円 【多数回該当：44,400 円】
住民税非課税	住民税非課税世帯 II	8,000 円	24,600 円
	住民税非課税世帯 I （年金収入 80 万以下など）		15,000 円

「限度額適用認定証」を申請

▼これまでの上限額（70 歳以上） ※変更前（参考）

適用区分		外来（個人）	外来＋入院（世帯）
現役並み所得者	課税所得 145 万円以上の方	57,600 円	80,100 円＋（総医療費－267,000 円）× 1% 【多数回該当：44,400 円】
一般	課税所得 145 万円未満の方	14,000 円 （年間上限 14.4 万円）	57,600 円 【多数回該当：44,400 円】
住民税非課税	住民税非課税世帯 II	8,000 円	24,600 円
	住民税非課税世帯 I （年金収入 80 万以下など）		15,000 円

この件に関する詳細は、曾於市ホームページをご確認いただくか担当課までお問合せください。

保健課 本庁☎0986-76-8806 大隅保健福祉課☎099-482-5924 財部福祉課☎0986-72-0935

曾於市ホームページ内 「医療費が高額になったとき」

…… <https://bit.ly/2uFiUlg>

